

八 任意に設立され、且つ、構成員が任意に加入し又は脱退することができる。

ニ 当該事業者團体が海事について、紛争の仲裁又は解決に関する行爲をすることが、私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十年法律第五十四号）の規定及び事業者團体法（第五條第一項第十六号の規定を除く。）の規定

項第十六号の規定を除く。）の規定及びその規定に基く公正取引委員会の権限は、前三條の規定により、変更されるものと解釈してはならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 事業者團体法の一部を次のように改正する。

第六條第一項第八号を次のよう

に改める。

八 海事仲裁等に関する法律（昭和二十三年法律第二号）第一條の規定によつて認可を受けた海

運に関する事業者團体。但し、海事に関する紛争の仲裁又は解決のために行う正当な行爲に限る。

3 社團法人日本海運集会所が、この法律施行の日から三十日以内に定款及び取扱規程を運輸大臣に提出して、その認可を受けたときは、この法律施行の日において第一

回の開催に海事に関する紛争の仲裁又は解决を依頼することができる。

4 前項の規定により行う運輸大臣の認可には、第一條の規定により認可された海事に関する事務者團体が海事に関する紛争の仲裁又は解决のために行う正当な行為に対しては、適用がない。

第三條 事業者團体法第五條第一項

第十六号の規定は、第一條の規定により認可された海事に関する事務者團体が海事に関する紛争の仲裁又は解决のために行う正当な行

行為に対する要件
イ 携成員間の海事に関する紛争の仲裁又は解决を当該事業者團体に依頼することを強制しておらず、紛争の仲裁又は解决に関する行爲は、一件ごとに任意の請求によつて行うこと。

ロ 携成員であるかどうかを問わず、何人も、自由に、且つ、同一の條件で当該事業者團体に海事に関する紛争の仲裁又は解决を依頼することが可能である。

〔都合により最終号の附録に掲載〕

第四條 事業者團体法（第五條第一

〔有田二郎君登壇〕
○有田二郎君 ただいま議題となりました海事仲裁等に関する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を簡単に申し上げます。

本法案は、去る十一月二十二日、本委員会に付託され、二十四日、まず運輸大臣より提案理由の説明を聴取し、二日間にわたり、これを慎重に審議いたしましたのであります。

一般的には事業者團体が紛争の仲裁、解決等に関する行爲をすることを禁止しておりますが、海事に関する海事取扱の特殊性からこれが除外例を必要とするので、運輸大臣が特に認可した海運の公益法人については、特に海事仲裁等の行爲を行ひ得るようにしようとするものであります。

右、御報告申し上げます。（拍手）
○議長（松岡駒吉君） 採決いたしました。本案は委員長報告通り決するに御異議ありませんか。

右、「異議なし」と呼べ者あり

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

目次

水産業協同組合法案（内閣提出）

水産業協同組合法案（内閣提出）

第一章 總則（第一條—第十條）

第二章 漁業協同組合

第一節 事業（第十一條—第十七條）

第二節 組合員（第十八條—第五十八條）

第三節 管理（第三十二條—第三十三條）

第四節 設立（第五十九條—第六十七條）

第五節 解散及び清算（第六十八條—第七十七條）

第六節 水産業協同組合法案（内閣提出）

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの

際、内閣提出、水産業協同組合法案、

水産業協同組合法の制定に伴う水産業團体の整理等に関する法律案

（内閣提出）

漁業権等臨時措置法案（内閣提出）

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの

際、内閣提出、水産業協同組合法案、

水産業協同組合法の制定に伴う水産業團体の整理等に関する法律案

（内閣提出）

○議長（松岡駒吉君） 今村君の動議になし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

〔異議なし」と呼べ者あり〕

必要のある旨答弁がありました。その他詳細は会議録に譲ることといたしました。

二十五日質疑を終了し、討論を省略して、ただちに採決に入り、全会一致をもつて本法律案を可決いたした次第であります。

本法律案は、去る十一月二十二日、本委員会に付託され、二十四日、まず運輸大臣より提案理由の説明を聴取し、二日間にわたり、これを慎重に審議いたしましたのであります。

一般には事業者團体が紛争の仲裁、解決等に関する行爲をすることを禁止しておりますが、海事に関する海事取扱の特殊性からこれが除外例を必要とするので、運輸大臣が特に認可した海運の公益法人については、特に海事仲裁等の行爲を行ひ得るようにしようとするものであります。

右、御報告申し上げます。（拍手）
○議長（松岡駒吉君） 採決いたしました。本案は委員長報告通り決するに御異議ありませんか。

右、「異議なし」と呼べ者あり

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

〔異議なし」と呼べ者あり〕

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

水産業協同組合法案、水産業協同組合法の制定に伴う水産業團体の整理等に関する法律案、漁業権等臨時措置法案、右三案を一括して議題といたしました。委員長の報告を求めます。水産委員長西村久之君。

第七章 登記（第一百一條—第一百二十一條）

第八章 監督（第一百二十二條—第一百二十七條）

第九章 則則（第一百二十八條—第一百三十一條）

附 則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もつてその經濟的社會的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図り、國民經濟の發展を期することを目的とする。

(組合の種類)

第二條 水産業協同組合（以下本章において「組合」という。）は、漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会並びに水産加工業協同組合とする。

(組合の名称)

第三條 組合は、その名称中に漁業協同組合、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会、水産加工業協同組合でないものは、その名称中いう文字を用いなければならない。

2 組合でないものは、その名称中に漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業

協同組合又は水産加工業協同組合連合会という文字を用いてはならない。

(組合の目的)

第四條 組合は、その行う事業によつてその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを目的とする。

(組合の人格)

第五條 組合は、法人とする。

(組合の住所)

第六條 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第七條 左の組合以外の組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十四年法律第五十四号）の適用については、これ

(組合員の登記)

三 前二号の組合が第八十八條第一号若しくは第二号又は第九十

八條第一号の規定による会員の三分の一以上を占める漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会

四 前二号の組合又は連合会が第八十八條第一号若しくは第二号又は第九十八條第一号の規定による会員の三分の一以上を占める漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会

五 前二号の組合又は連合会が第八十八條第一号若しくは第二号又は第九十八條第一号の規定による会員の三分の一以上を占める漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会

六 前二号の組合又は連合会が第八十八條第一号若しくは第二号又は第九十八條第一号の規定による会員の三分の一以上を占める漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会

七 前二号の組合又は連合会が第八十八條第一号若しくは第二号又は第九十八條第一号の規定による会員の三分の一以上を占める漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会

八 前二号の組合又は連合会が第八十八條第一号若しくは第二号又は第九十八條第一号の規定による会員の三分の一以上を占める漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会

九 前二号の組合又は連合会が第八十八條第一号若しくは第二号又は第九十八條第一号の規定による会員の三分の一以上を占める漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会

十 前二号の組合又は連合会が第八十八條第一号若しくは第二号又は第九十八條第一号の規定による会員の三分の一以上を占める漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会

十一 前二号の組合又は連合会が第八十八條第一号若しくは第二号又は第九十八條第一号の規定による会員の三分の一以上を占める漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会

十二 前二号の組合又は連合会が第八十八條第一号若しくは第二号又は第九十八條第一号の規定による会員の三分の一以上を占める漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会

十三 前二号の組合又は連合会が第八十八條第一号若しくは第二号又は第九十八條第一号の規定による会員の三分の一以上を占める漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会

十四 前二号の組合又は連合会が第八十八條第一号若しくは第二号又は第九十八條第一号の規定による会員の三分の一以上を占める漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会

十五 前二号の組合又は連合会が第八十八條第一号若しくは第二号又は第九十八條第一号の規定による会員の三分の一以上を占める漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会

漁業種類 經営規模

| | |
|-------------------|----------------|
| かつお・まぐろ | 総トン数二十トン以上 |
| あぐり網（きんちやく網）を含む漁業 | 総トン数二十トン以上 |
| 底曳網漁業 | 経営組数二 |
| 区域とする機船 | 常時使用する漁業從事者五十人 |
| 漁業 | 二統の経営 |

(免稅)

第八條 組合の所得のうち組合の事業を利用した割合又は組合の事業に從事した割合に応じて組合が配当した剩余金の金額に相当するも

を課さない。

第九條 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

第十條 この法律において「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいい、「水産加工業」とは、漁業をいい、「水産加工業」又は、水産動植物の採捕又は材料として、食料、飼料、肥料、糊料、油脂又は皮を生産する事業をいう。

十一 水産に関する技術の向上及び組合事業に関する組合員の知識の向上を図るために組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

十二 組合員の福利厚生に関する施設

十三 組合員の遭難防止若しくは遭難救済に関する施設又は漁船保険のあつ旋

十四 組合員の福利厚生に関する施設

十五 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

十六 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

十七 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

十八 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

十九 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

二十 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

二十一 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

二十二 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

二十三 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

二十四 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

二十五 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

二 組合員の貯金の受入
三 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給

四 組合員の事業又は生活に必要な共同利用に関する施設

五 組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販賣

六 水産動植物の繁殖保護その他

漁場の利用に関する施設

七 船だまり、船場場、漁礁その他組合員の漁業に必要な設備に関する施設

八 組合員の遭難防止若しくは遭難救済に関する施設又は漁船保険のあつ旋

九 組合員の福利厚生に関する施設

十 水産に関する技術の向上及び組合事業に関する組合員の知識の向上を図るために組合員に対する一般的情報の提供

十一 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

十二 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

十三 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

十四 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

十五 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

十六 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

十七 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

十八 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

十九 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

二十 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

二十一 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

二十二 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

二十三 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

二十四 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

二十五 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

二十六 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

二十七 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

二十八 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

二十九 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

三十 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

三十一 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

三十二 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

三十三 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

三十四 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

三十五 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

三十六 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

三十七 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

三十八 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

三十九 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

四十 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

四十一 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

四十二 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

四十三 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

四十四 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

四十五 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

四十六 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

四十七 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

四十八 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

四十九 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

五十 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

五十一 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

五十二 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

五十三 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

五十四 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

五十五 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

五十六 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

五十七 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

五十八 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

五十九 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

六十 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

六十一 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

六十二 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

六十三 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

六十四 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

六十五 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

六十六 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

六十七 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

六十八 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

六十九 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

七十 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

七十一 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

七十二 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

七十三 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

七十四 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

七十五 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

七十六 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

七十七 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

七十八 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

七十九 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

八十 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

八十一 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

八十二 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

八十三 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

八十四 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

八十五 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

八十六 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

八十七 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

八十八 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

八十九 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

九十 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

九十一 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

九十二 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

九十三 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

九十四 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

九十五 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

九十六 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

九十七 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

九十八 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

九十九 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百一 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百二 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百三 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百四 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百五 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百六 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百七 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百八 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百九 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百十 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百十一 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百十二 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百十三 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百十四 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百十五 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百十六 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百十七 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百十八 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百十九 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百二十 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百二十一 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百二十二 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百二十三 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百二十四 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百二十五 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百二十六 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百二十七 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百二十八 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百二十九 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百三十 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百三十一 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百三十二 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百三十三 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百三十四 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百三十五 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百三十六 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百三十七 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百三十八 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百三十九 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百四十 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百四十一 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百四十二 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百四十三 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百四十四 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百四十五 組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

一百四

を利用させることができる。但し、事業年度において組合員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において組合員が利用する事業の分量の総額をこえなければならない。

第一項第一号又は第一号の事業を行なう組合は、定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務を保証し、又は当該金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

(倉荷証券の発行)

第十二條 前條第一項第五号に掲げる保管事業を行う組合は、主務大臣の許可をうけて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。

2 前項の許可を受けた組合は、寄託者の請求により、寄託物の倉荷証券を交付しなければならない。

3 商法(明治三十二年法律第四百八号)第六百二十七條第二項及び第六百二十八條の規定は、第一項の倉荷証券にこれを準用する。

4 倉庫業法(昭和十年法律第四十一号)第四條、第八條から第十條まで及び第十二條の規定は、第一項の場合にこれを適用する。

第五條 前條第一項の許可を受けた組合の名称を冠する倉庫証券といふ。

第六條 組合のうち左の條件のすべてを備えるものは、第十一條に

2 組合でない者の作成する預証券及び買入証券又は倉荷証券には、漁業協同組合倉庫証券という文字を記載してはならない。

第十四條 組合が倉荷証券を発行した寄託物の保管期間は、寄託の日から六箇月以内とする。

2 前項の寄託物の保管期間は、六箇月を限度として、これを更新することができます。但し、更新の際の証券の所持人が組合員でないときには、組合員の利用に支障がない場合に限る。

第十五條 商法第六百十六條から第六百十九條まで及び第六百二十四條から第六百二十六條までの規定は、組合が倉荷証券を発行した場合に、これを準用する。

(團体協約の効力)

第十六條 第十一條第一項第十一号の團体協約は、書面をもつてすることに因つて、その効力を生ずる。

2 組合員の締結する契約であつてその内容が前項の團体協約に定める規準に違反するものについては、その規準に違反する契約の部分は、これをその規準によつて契約したものとみなす。

3 第七條 組合のうち左の條件のすべてを備えるものは、第十一條に

2 組合でない者の作成する預証券及び買入証券又は倉荷証券には、組合の名称を冠する倉庫証券といふ。

規定する事業の外、漁業及びこれに附帯する事業を営むことができ

る。

一 第十八條第一項の規定による組合員の属する世帯の数が、組合の地区内に住所を有する漁民の属する世帯の数の三分の二以上であること。

二 組合員の過半数が組合の営む漁業又はこれに附帯する事業に從事すること。

三 第十九條第一項の規定により組合員に出資をさせる組合であること。

四 一組合員の有することのできる出資口数の最高限度が組合員の平均出資口数の二倍をこなすこと。

五 組合の営む漁業又はこれに附帯する事業に從事する組合員の有する出資口数の全部が組合の総出資口数の過半数であること。

2 組合の地区が市町村、特別区又は行政區の区域をこえるものについては、前項の規定により組合員たゞ資格を有する漁業を、定款の定めるところにより、特定の種類の漁業を営む者又はこれに從事する者に限ることができる。

3 前項に規定する者除外組合は、定款の定めるところにより、水産加工業協同組合に加入してい

る。

4 組合員は、持分を共有すること

(議決権及び選挙権)

第十九條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に出資をさせ

ることができる。

(出資)

第十九條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に出資をさせ

ることができる。

2 前項の規定により組合員に出資

するため必要な定款の変更をしなければならない。この場合には、組合は、定款の変更があるまではその事業を行うことができる。

第二節 組合員
(組合員たる資格)

第十八條 組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内に住所を有し、且つ、漁業を営み又はこれに從事する日数が一年を通じて三十日から九十日までの間で定款で定める日数をこえる漁民とす

ればならない。

3 出資一口の金額は、均一でなければならぬ。

4 出資組合の組合員の責任は、その出資額を限度とする。

5 組合員は、出資の拂込について、相殺をもつて出資組合に对抗することができない。

(持分の譲渡)

第二十條 出資組合の組合員は、組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならぬ。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有すること

(議決権及び選挙権)

第二十一條 組合員は、各一個の議決権及び役員の選挙権を有する。但し、第十八條第三項の規定による組合員(以下本章及び第四章において「准組合員」という。)は、議決権及び選挙権を有しない。

2 組合員は、定款の定めるところにより、准組合員に出資をさせ

ることができる。

3 前項の規定により組合員に出資

することができる。

4 組合員は、准組合員に出資をさせ

ることができる。

5 前項の規定により組合員に出資

することができる。

6 組合の営む漁業又はこれに附帯する事業に從事する者の三分の二以上が組合員又は組合員と世帯を同じくする者であることを。

7 前項の規定により漁業及びこれに附帯する事業を営む組合は、同一の条件を欠くに至つた場合は、逕減なく、その旨を行政廳に届け出ると共に、その事業を廢止

- 四 税費の賦課及び徴収の方法
 五 貸付金の利率の最高限度
 六 事業報告書、財産目録、貸借対照表、剩余金処分案及び損失処理案
 七 每事業年度内における借入金の最高限度
- 八 訴願若しくは訴訟の提起又は和解
 九 漁業権若しくはこれに関する物権又は不動産（総トン数二十トン以上又は横石数二百石以上の船を含む。）に関する物権の設定、得喪又は変更
 一 定款の変更
 二 組合員の除名
 三 組合員の除名
 四 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更
 五 組合員を除く。の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。
 一 定款の変更
 二 組合の解散又は合併
 三 組合員の除名
 四 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更
 五 組合員を除く。の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。
 一 定款の変更
 二 組合の解散又は合併
 三 組合員の除名
 四 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更
 五 組合員を除く。の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

組合員を除く。の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。
 第五十一條 総会には、民法第六十一条及び第六十六條の規定を適用する。この場合において、第六十一条中「第六十二条」とあるのは、「水産業協同組合法第四十一條第三項」と読み替えるものとする。
 第五十二條 組合員（准組合員を除く。）の総数が二百人をこえる組合は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。
 第五十三條 組合員（准組合員を除く。）でなければならぬ。
 第五十四條 債権者が前條第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。
 第五十五條 組合は、損失を填補し、前條第一項の準備金及び同條第四項の繰越金を控除した後でなければ、剩余金の配当をしてはならない。
 第五十六條 組合は、年五分をこえない範囲内において、拂い込んだ出資額に応じてこれをし、なお剩余があるときは、組合事業の利用者にその事業の利用分量の割合に応じて（非出資組合にあっては、組合事業の利用者にその事業の利用分量の割合に応じて）、これをしなければならない。
 第五十七條 出資組合は、定款の定めあるところにより、組合員が出資額に達するまでは、毎事業年度の拂込を終るまでは、組合員に配当する剩余金をその拂込に充てることができる。

（出資一口の金額の減少）
 第五十三条 出資組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。
 第五十四条 出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、時金者以外の知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。
 第五十五条 前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。
 第五十六条 組合は、損失を填補し、前條第一項の準備金及び同條第四項の繰越金を控除した後でなければ、剩余金の配当をしてはならない。
 第五十七条 組合員は、あらかじめ組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する自論見書を作り、二十人以上の漁民が発起人となることを必要とする。
 第五十八条 発起人は、あらかじめ組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する自論見書を作り、一定の期間前までにこれを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならぬ。
 第五十九條 組合を設立するには、二十人以上の漁民が発起人となることを必要とする。

（設立準備会）
 第六十條 発起人は、あらかじめ組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する自論見書を作り、一定の期間前までにこれを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならぬ。
 第六十一條 設立準備会においては、出席した漁民の中から、定款の作成に当るべき者（以下「定款作成委員」という。）を選任し、且つ、地区、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。
 第六十二条 定款作成委員は、二十人以上であるところにより、組合員が出資額に達するまでは、毎事業年度の拂込を終るまでは、組合員に配当する剩余金をその拂込に充てることができる。

（組合の持分取得の禁止）
 第五十八条 出資組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。
 第四節 設立
 第六十三条 発起人は、出資組合にあつては、出資総額の二分の一を下つてはならぬ。
 第六十四条 組合は、第十一條第一項第十号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剩余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならぬ。
 第六十五条 第一項の準備金は、損失の填補に充てる場合を除いては、これを取りくずしてはならない。
 第六十六条 組合は、第十一條第一項第十号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剩余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならぬ。
 第六十七条 発起人は、あらかじめ組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する自論見書を作り、一定の期間前までにこれを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならぬ。
 第六十八条 発起人は、あらかじめ組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する自論見書を作り、一定の期間前までにこれを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならぬ。
 第六十九條 組合を設立するには、二十人以上の漁民が発起人となることを必要とする。

端なく、組合の財産の状況を調査し、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならぬ。

第七十五條 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を処分することができない。

第七十六條 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めるべからん。

(民法及び非訟事件手続法の準用) 第七十七條 組合の解散及び清算には、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條から第八十三條まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ一、第一百三十五條ノ二十五第五項、第三項、第一百三十六條第一項、第一百三十七條及び第一百三十八條の規定を準用する。この場合において、民法第七十五條中「前條」とあるのは「水産業協同組合法第七十三條」と読み替えるものとする。

第三章 漁業生産組合

(事業の種類)

章において「組合」というのは、漁業及びこれに附帯する事業を行うことができる。

(定款その他の書類の備付及び閲覧)

第八十四條 理事は、定款、規約及び総会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

(組合員たる資格)

第七十九條 組合員たる資格を有する者は、漁民であつて、定款で定めるものとする。

(組合の事業と組合員との関係)

第八十條 組合員の三分の二以上は、組合の営む事業に從事する者でなければならない。

(組合員及び組合の債権者)

第八十一條 組合の営む事業に從事する者の三分の二以上は、組合員でなければならない。

(出資)

第八十二條 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 一組合員が有することのできる出資口数の最高限度は、組合員の平均出資口数の二倍をこえてはならない。

3 組合の総出資口数の過半数は、組合の営む事業に從事する組合員によつて保有されなければならない。

(定款に記載すべき事項)

第八十三條 組合の定款には、第三十二條第一項第一号、第二号、第三号から第六号までの事項を記載しなければならない。

2 前項の定款には、第三十二條第二項及び第三項の規定を準用する。

(定款の適用)

第八十四條 組合は、損失を填補し、第八十六條第二項において準用する第五十五條第一項の準備金を控除した後でなければ、剩余金の配当をしてはならない。

3 組合の設立に関する事項については、第五十九條から第六十七條までの規定を準用する。この場合において、第五十九條及び第六十一条第二項中「二十人」とあるのは「七人」と読み替えるものとする。

4 組合の解散及び清算に関する事項については、第六十八條から第七十七条までの規定を準用する。

五 所属員の漁獲物その他の生産物の運搬 加工、保管又は販賣

六 水産動植物の繁殖保護その他漁場の利用に関する施設

七 船舶、船揚場、漁礁その他の所属員の漁業に必要な設備に関する施設

八 法人たる所属員の監査及び指導

九 所属員の遭難防止若しくは遭難救済に関する施設又は漁船保険のあつ旋設

十 所属員の福利厚生に関する施設

外、第十九條第三項から第五項まで、第二十條、第二十一條第一項本文、第二項から第五項まで、第二十三條及び第二十六條から第三十一條までの規定を準用する。

2 組合の管理に関する事項については、第八十三條から前條までに規定するもの外、第三十三條から第四十一條まで、第四十三條から第五十一條まで、第五十三條、第五十四條、第五十五條第一項から第三項まで、第五十七條及び第五十八條の規定を準用する。この場合において、第三十四條第二項中「五人」とあるのは「三人」と、同條第七項中「理事の定数の少くとも四分の三は、」とあるのは「理事の全員が」と、第四十七條第一項中「三分の一」と、第四十四條第一項中「五分の一」とあるのは「六分の一分」と「十分の一」とあるのは「六分の一」と読み替えるものとする。

3 会員の事業に必要な資金の貸付

4 会員の貯金の受入

5 連合会を直接又は間接に構成する者(以下本章において「所属員」と総称する。)の事業に必要な物資の供給

6 所属員の事業に必要な共同利用に関する施設

7 船舶、船揚場、漁礁その他の所属員の漁業に必要な設備に関する施設

8 法人たる所属員の監査及び指導

9 所属員の遭難防止若しくは遭難救済に関する施設又は漁船保険のあつ旋設

10 所属員の福利厚生に関する施設

と、第七十條第二項において準用する第三十四條第七項中「理事の定数の少くとも四分の三は、」とあるのは「理事は、その全員が」と読み替えるものとする。

第四章 漁業協同組合連合会

(事業の種類)

第八十七條 漁業協同組合連合会(以下本章において「連合会」といふ。)は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

1 会員の事業に必要な資金の貸付

2 会員の貯金の受入

3 連合会を直接又は間接に構成する者(以下本章において「所属員」と総称する。)の事業に必要な物資の供給

4 所属員の事業に必要な共同利用に関する施設

5 所属員の漁獲物その他の生産物の運搬 加工、保管又は販賣

6 水産動植物の繁殖保護その他漁場の利用に関する施設

7 船舶、船揚場、漁礁その他の所属員の漁業に必要な設備に関する施設

8 法人たる所属員の監査及び指導

9 所属員の遭難防止若しくは遭難救済に関する施設又は漁船保険のあつ旋設

10 所属員の福利厚生に関する施設

外、第十九條第三項から第五項まで、第二十條、第二十一條第一項本文、第二項から第五項まで、第二十三條及び第二十六條から第三十一條までの規定を準用する。

者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において組合員が利用する事業の分量の総額の五分の一をこえてはならない。

3 第一項第一号及び第二号の事業を行ふ組合は、定款で定める金融機関に対する組合員の負担する債務を保証し、又は当該金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

(組合員たる資格)

第九十四条 組合員たる資格を有する者は、組合の地区内に住所又は事業場を有する水産加工業者とする。但し、定款の定めるところにより、組合員たる資格を有する者を特定の種類の水産加工業を當む者に限ることができる。

(出資)

第九十五条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

(準用規定)

第九十六条 組合の事業に関する事項については、第九十三條に規定するものの外、第十二條から第十五條までの規定を準用する。この場合において、第十二條第一項中「前條」とあるのは「第九十三條」と読み替えるものとする。

2 組合の組合員に関する事項については、前二條に規定するもの以外、第十九條第三項から第五項まで、第二十條、第二十一條第一項本

文、第二項から第五項まで及び第二十二條から第三十一條までの規定を準用する。

3 組合の管理に関する事項については、第三十二條から第五十八條までの規定を準用する。

4 組合の設立に関する事項については、第五十九條から第六十七條までの規定を準用する。この場合において、第五十九條及び第六十一条第二項中「二十人」とあるのは「十五人」と読み替えるものとする。

5 組合の解散及び清算に関する事項については、第六十八條から第七十七條までの規定を準用する。

この場合において、第六十八條第四項中「二十人」とあるのは「十五人」と読み替えるものとする。

第六章 水産加工業協同組合連合会

(事業の種類)

第九十七条 水産加工業協同組合連合会(以下本章において「連合会」という。)は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

1 会員の事業に必要な資金の貸付

2 会員の貯金の受け入れ

3 連合会を直接又は間接に構成する者(以下本章において「所屬員」と総称する。)の事業に必要な物資の供給

四 所屬員の事業に必要な共同利用に関する施設

五 所屬員の生産物の運搬、加工、保管又は販賣

六 所屬員の製品、その原料若しくは材料又は製造若しくは加工の設備に対する検査に関する施設

七 法人たる所屬員の監査及び指導

八 所屬員の福利厚生に関する施設

九 水産物の製造加工に関する技術の向上及び連合会の事業に関する所屬員の知識の向上を図るためにの教育並びに所屬員に対する一般的情報の提供に関する施設

十 前各号の事業に附帯する事業

2 連合会は、定款の定めるところにより、所屬員以外の者にその施設を利用させることができる。ただし、一事業年度において所屬員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において所屬員が利用する事業の分量の総額の五分の一をこえてはならない。

3 第一項第一号又は第二号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかるわらず、これらの事業を行うことができない。

4 前項の連合会は、会員に関する事項については、第九十七條から第十五條までの規定を準用する。この場合において、第十二條第一項中「前條」とあるのは「第九十七条」と読み替えるものとする。

2 連合会の会員に関する事項については、第九十八條に規定するもの以外、第十九條第三項から第五項まで、第二十條、第二十一條第一項本項まで、第二十一條第一項但書中「二十人」とあるのは「二人」と、第三項中「漁民」とあるのは「組合員又は連合会の理事」と、同條第二項中「二十一條」とあるのは「二人」と、第三項中「漁民」とあるのは「組合員又は連合会の理事」と、同條第二項中「二十二條第六項において準用する」の規定による組合員(以下本章及び第四章において「准組合員」という。)とあるのは「准会員」である。この場合において、「准組合員」とあるのは「准会員」である。この場合において、「准組合員」とあるのは「准会員」である。

員」と読み替えるものとする。

5 連合会の解散及び清算に関する事項については、第六十八條から

第七十七條までの規定を準用す

る。この場合において、第六十八條第四項中「二十人未満」とあるのは「一人」と、第七十條第一項中

「組合員(准組合員を除く。)」とあ

るのは「会員(准会員を除く。)」の理

事」と、同條第二項において準用する的是「会員(准会員を除く。)」の理

事」と、同條第二項において準用

する第三十四條第七項本文中「組

合員(准組合員を除く。)」とあるのは「個人たる所属員(准会員)を構成する者を除く。」と読み替えるものとする。

一 事業 二 名称 三 地区 四 事務所

五 出資組合にあつては、出資一
口の金額及びその拂込の方法並
びに出資の総口数及び拂い込ん
だ出資の総額

六 存立の時期を定めたときは、
その時期

七 役員の氏名及び住所
八 公告の方法

九 組合は、設立の登記をした後二
週間以内に、從たる事務所の所在
地において、前項の事項を登記し
なければならない。

（從たる事務所新設の登記）

第十條 水産業協同組合(以下「組
合」という。)は、組合員又は会員
(以下「組合員」と総称する。)に出
資をさせない組合にあつては、設
立の認可があつた日から、組合員
に出資をさせる組合(以下「出資組
合」という。)にあつては、出資の
登記があつた日から二週間以内に、
從たる事務所を設けたことを登記し、
その從たる事務所の所在地において
は三週間以内に、前條

の所在地においては二週間以内に、
從たる事務所を設けたことを登記し、
その從たる事務所の所在地において
は三週間以内に、前條

の登記をしなければならない。

（設立登記事項の変更の登記）

第百四條 第百一條第二項の事項中
に変更を生じたときは、主たる事
務所の所在地においては二週間以
内に、從たる事務所の所在地にお
いては三週間以内に変更の登記を
しなければならない。

（合併の場合はの登記）

第百七條 組合が合併するときは、
合併の認可があつた日から主たる
事務所の所在地においては二週間
以内に、從たる事務所の所在地に
おいては三週間以内に、合併後存
続する組合については変更の登
記、合併に因つて消滅する組合に
おいては解散の登記、合併に因つ
て成立する組合については第一百
條第二項に規定する登記をしなけ
ればならない。

（清算人の登記）

第百八條 清算人は、その就職の日
から、主たる事務所の所在地にお
いては、二週間以内に、從たる事
務所の所在地においては三週間以
内に清算人の氏名及び住所を登記

(事務所移轉の登記)

（事務所移轉の登記）

た事務所の所在地において、参事

の氏名及び住所、参事を置いた事
務所並びに数人の参事が共同して

代理権を行なべきことを定めたと
きはその旨を登記しなければなら
ない。その登記した事項の変更及
び参事の代理権の消滅についても

同様である。

（解散の登記）

第百六條 組合が解散したときは、
主たる事務所の所在地においては
二週間以内に、從たる事務所の所
地においては三週間以内に解散
登記をすればよい。

（管轄登記所及び登記簿）

第百十條 組合の登記については、
その事務所の所在地を管轄する司
法事務局又はその出張所を管轄登
記所とする。

2 前項の規定により登記した事項

の変更の登記については、第百四
條第一項の規定を準用する。

(清算結了の登記)

第百九條 組合の清算が結了したと
きは、清算結了の日から主たる事
務所の所在地においては二週間以
内に、從たる事務所の所在地にお
いては三週間以内に清算結了の登
記をしなければならない。

（管轄登記所及び登記簿）

第百十條 組合の登記については、
その事務所の所在地を管轄する司
法事務局又はその出張所を管轄登
記所とする。

2 各登記所に、漁業協同組合登記
簿、漁業生産組合登記簿、漁業協
同組合連合会登記簿、水産加工業
協同組合連合会登記簿を備える。
(設立の登記の申請)

第百十一條 組合の設立の登記は、
役員の全員の申請に因つてこれを
する。

（設立の登記の申請）

第百十二條 前項の登記の申請書には、定款
及び役員たることを証する書面並
びに出資組合にあつては出資総口
数及び出資の第一回の拂込のあつ
たことを証する書面を添附しなけ
ればならない。

3 合併に因る出資組合の設立の登
記の申請書には、前項の書面の

2 設立の登記には、左の事項を掲
げなければならない。但し、漁業
生産組合の設立の登記には、第三
号の事項を掲げなくてもよい。

2 主たる事務所又は從たる事務所
の所在地を管轄する登記所の管轄
区域内において、新たに從たる事
務所を設けたときは、その從たる
事務所を設けたことを登記すれば
よい。

（從たる事務所新設の登記）

第百五條 組合が参事を選任したと
きは、一週間以内に、これを置い

十四 第七十四條又は第七十六條

(以上の各規定を第八十六條第
四項、第九十二條第五項、第九
十六條第五項及び第一百條第五項
において準用する場合を含む。)の
書類に記載すべき事項を記載
せず、又は不実の記載をしたと
き。

十五 第七十五條(第八十六條第
四項、第九十二條第五項、第九
十六條第五項又は第一百條第五項
において準用する場合を含む。)
の規定に違反して組合の財産を
処分したとき。

十六 第七十七條(第八十六條第
四項、第九十二條第五項、第九
十六條第五項又は第一百條第五項
において準用する場合を含む。)
(以下本條において同じ。)にお
いて準用する場合を含む。)

十七 第七十九條(第八十六條第
四項、第九十二條第五項、第九
十六條第五項又は第一百條第五項
において準用する場合を含む。)
正の公告をしたとき。

十八 第七十七條において準用す
る民法第八十一條第一項の規定
に違反して破産宣告の請求を怠
つたとき。

十九 この法律の規定による登記
を怠り、又は不実の登記をした
とき。

第一百三十一條 第三條第二項及び第
十三條第二項(第九十二條第一項、
第九十六條第一項及び第一百條第一
項において準用する場合を含む。)
の規定に違反した者は、これを千
円以下の過料に処する。

附 則

この法律施行の期日は、その公布
の日から起算して九十日をこえない
期間内において、政令でこれを定め
る。

水産業協同組合法案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

水産業協同組合法の制定に伴う水
産業團体の整理等に関する法律案

水産業協同組合法の制定に伴う
水産業團体の整理等に関する法律

〔水産業團体の解散〕

第一條 水産業團体法(昭和十八年
法律第四十七号)は、これを廢止
する。

6 行政廳は、必要があると認める
ときは、何時でも、第二項の水產
業團体に対し解散を命ずることが
できる。この場合には、当該水產
業團体は、當該命令に因つて解散
する。

7 主務大臣は、第三項但書の漁業
會に対し、その財産の処分、保全
その他管理に関必要な命令又は
処分をることができる。

8 水產業團体が第一項の規定に違
反してその資産を処分したとき
は、その行為をした水產業團体の
代表者又は代理人、使用人その他
の從業者は、これを三年以下の懲
役又は一万円以下の罰金に処す
る。

9 前項の罪を犯した者には、情狀
に囚り、懲役及び罰金を併科する
ことができる。

10 この法律施行の際現に存する漁
(水產業團体の資産処分の制限)

11 前項の規定による認可の申請
は、漁業協同組合と漁業會との協
議により、当該漁業會の会員の持
分(漁業團體若しくはこれを使用す
る権利又は入漁權に対する部分を
除く。以下本條及び第六條におい
て同じ。)の総額のうち当該漁業會
の会員であつて漁業協同組合の組
合員たるものとの持分の総額の占
る割合に應じて当該漁業協同組合
に帰属すべき財産を定めてこれを
しなければならない。

12 前項の協議が整わないときは
は、漁業協同組合は行政廳に対し
裁定を申請することができる。

3 前項の水產業團体であつてこの
法律施行の日から起算して八箇月
を経過した時に現に存するもの

の規定施行前に水產業團体
のした資産の処分に関する契約で
ない。

4 前項但書の漁業會は、前項の期
間満了後は、その有する漁業權若
しくはこれを使用する権利又は入
漁權の管理以外の事業を行うこと
ができる。

5 第三項但書の漁業會は、その有
する漁業權若しくはこれを使用す
る権利又は入漁權を失つた時に解
散する。

6 行政廳は、必要があると認める
ときは、何時でも、第二項の水產
業團体に対し解散を命ずることが
できる。この場合には、当該水產
業團体は、當該命令に因つて解散
する。

7 前項の規定による認可の申請
は、漁業協同組合と漁業會との協
議により、当該漁業會の会員の持
分(漁業團體若しくはこれを使用す
る権利又は入漁權に対する部分を
除く。以下本條及び第六條におい
て同じ。)の総額のうち当該漁業會
の会員であつて漁業協同組合の組
合員たるものとの持分の総額の占
る割合に應じて当該漁業協同組合
に帰属すべき財産を定めてこれを
しなければならない。

8 前項の協議が整わないときは
は、漁業協同組合は行政廳に対し
裁定を申請することができる。

(清算中のものを除く。)は、その
時に解散する。但し、漁業會であ
つて、その時に漁業權若しくはこ
れを使用する権利又は入漁權を有
するものについては、この限りで
ない。

9 同項の規定施行の日までに当該契
約に係る資産の引渡し又は代金の受
領のいづれかが完了しているもの
は、各会員にその持分に應じて平
等にこれをしなければならない。
(漁業會の財産の分割)

10 第四條 水產業團体の財産の分配
は、各会員にその持分に應じて平
等にこれをしなければならない。
(水產業團体の財産分配の原則)

11 第五條 漁業權若しくはこれを使用
する権利又は入漁權を有する漁業
會(以下本條から第八條までにお
いて「漁業會」という。)の会員た
る者の全部又は一部を組合員とす
る漁業協同組合は、当該漁業會が
有するこれらの権利を失う前、行
政廳の認可を受けて、当該漁業會
に対し、その財産のうちこれらの
権利以外のものの分割を請求する
ことができる。

12 第六條 水產業團体の資産の処分
は、漁業團體若しくはこれを使用す
る権利又は入漁權に対する部分を
除く。以下本條及び第六條におい
て同じ。)の総額のうち当該漁業會
の会員であつて漁業協同組合の組
合員たるものとの持分の総額の占
る割合に應じて当該漁業協同組合
に帰属すべき財産を定めてこれを
しなければならない。

13 第七條 水產業團體は、水產業團體
の会員となることができない。

4 前項の裁定があつたときは、第二項の協議が整つたものとみなす。

5 第一項の場合には、漁業会の財

産は、第二項の規定による協議の定めるところにより当該漁業協同組合に帰属する。

第六條 前條第五項の規定による財産の帰属があつたときは、漁業協同組合の組合員であつて漁業会の会員たるものは、その帰属の時に当該漁業会の出資を有しない会員となる。

2 前項の規定により出資を有しなくなつた会員は、当該漁業会の財産（漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に対する部分を除く。）に対し有した持分を失う。

3 前條第五項の規定による財産の帰属があつたときは、第一項に規定する組合員は、その帰属の時にその者が漁業会において有した持分を分割して得た額に相当する額の持分を取得したものとする。

4 前項の規定による取得のあつた持分は、定款の定めるところにより、その全部又は一部を漁業協同組合の出資に引き当てることができる。

第七條 漁業会の会員たるもの全部又は一部を組合員とする漁業協同組合に帰属する。

同組合は、当該漁業会がその有する漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権を失つた後、行政廳の認可を受けて、当該漁業会に

対し、第五條第五項の規定による財産の帰属がないときはその総財産、同條同項の規定による財産の

帰属があつたときはその後その有していた漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に基いて当該漁業会の取得した財産の分割を請求することができる。

2 前項の請求については、第五條

第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、第五條第二項中「持分」（漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に対する部分を除く。以下本條及び第六條において同じ。）とあるのは「持分」と読み替えるものとする。

第八條 前條第二項において適用する第五條第五項の規定による財産の帰属があつたときは、漁業協同組合の組合員であつて漁業会の会員たるものは、その帰属の時に漁業会を脱退する。

2 前項の場合には、第六條第二項

から第四項までの規定を準用する。この場合において、第六條において同じ。（漁業会の資産の譲渡又は債務の引渡し）

第九條 漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権を有しない漁業会の会員たる者の全部又は一部を組合員とする漁業協同組合は、行政廳の認可を受けて、当該漁業会に替えるものとする。

産」と、第六條第三項中「前條第五項」とあるのは「第八條第二項において准用する前條第五項」と読み替えるものとする。

第九條 漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権を有しない漁業会の会員たる者の全部又は一部を組合員とする漁業協同組合は、行政廳の認可を受けて、当該漁業会に替えるものとする。

第三條 前項の規定により漁業会の譲渡する資産の額の当該漁業会の資産の総額に対する割合は、当該漁業会の会員の持分の総額のうち、当該漁業会の会員で当該漁業協同組合の組合員たるものとの持分の額の占める割合をこえてはならない。

2 前項の場合には、第五條第二項から第五項まで、第六條第三項、第四項及び前條第一項の規定を準用する。この場合において、第五條第二項中「持分」（漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に対する部分を除く。以下本條及び第六條において同じ。）とあるのは「持分」と読み替えるものとする。

第三條 前項の規定により漁業会の会員で当該漁業協同組合の組合員たるものとの持分の額の占める割合をこえてはならない。

4 第一項の規定による認可又は第二項の規定による命令の取消又は変更を求める訴は、当該認可又は命令を受けた日から一箇月を超過したときは、これを提起することができない。

5 第二項から前項までに規定するものの外、第一項の規定の施行に

関し必要な事項は、政令でこれを定める。

6 前項の規定による認可又は命令の

第二項から前項までに規定するものの外、第一項の規定の施行に

関し必要な事項は、政令でこれを定める。

2 前項の場合には、前條第二項、第四項及び第五項の規定を准用する。（水産業團体の解散準備組合）

第三條 この法律施行の際現に存する水産業團体（中央水産業会を除く。以下本條及び第十三條において同じ。）は、この法律施行後二箇月以内に総会を招集しなければならない。

2 前項の総会の招集は会日の少くとも十日前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を公告してこれをしなければならない。

3 第一項の総会は、会員の五分の二以上が自ら出席しなければ、議事を開き、議決をすることができる。

4 行政廳は、第一項の水産業團体の理事又は清算人に対し、前項に規定する会員の出席を得るために必要な措置を講るべきことを命ずることができる。

5 第一項の総会の招集があつた場合において、第三項に規定する会員の出席がないときは、水産業團体は、第一項の期間経過後でも、第三項に規定する会員の出席があるまで総会を招集しなければならない。

この場合には、第二項から第三項までの規定を適用する。

6 前項の規定は、第一條第三項から第五項までの規定の適用を妨げない。

2 前項の場合には、前條第二項、第四項及び第五項の規定を准用する。（水産業團体の解散準備組合）

第三條 この法律施行の際現に存する水産業團体（中央水産業会を除く。以下本條及び第十三條において同じ。）は、この法律施行後二箇月以内に総会を招集しなければならない。

2 前項の場合には、前條第二項、第四項及び第五項の規定を准用する。（水産業團体の解散準備組合）

第三條 この法律施行の際現に存する水産業團体（中央水産業会を除く。以下本條及び第十三條において同じ。）は、この法律施行後二箇月以内に総会を招集しなければならない。

2 前項の場合には、前條第二項、第四項及び第五項の規定を准用する。（水産業團体の解散準備組合）

5 第一項の総会の招集があつた場合において、第三項に規定する会員の出席がないときは、水産業團体は、第一項の期間経過後でも、第三項に規定する会員の出席があるまで総会を招集しなければならない。

この場合には、第二項から第三項までの規定を適用する。

6 前項の規定は、第一條第三項から第五項までの規定の適用を妨げない。

第十三條 前項第一項の水産業團体

の理事又は清算人は、同項又は同條第五項の総会の会日の一週間前までに事業報告書及び財産目録を監査に提出し、且つ、その総会に監事の意見書とともにこれらの書類を提出してその承認を求めるければならない。

2 前項の理事又は清算人は、同項の総会において、水産業團同組合法及びこの法律に關し詳細な報告をしなければならない。

3 第一項の総会においては、資産処理委員会の委員を選挙しなければならない。

4 前項の委員の選挙は、無記名投票によつてこれを行う。

5 第三項の委員の定数は、五人から九人までとし、その少くとも四分の三は漁業会及び都道府縣水産業会があつては水産業團同組合法第十九條第一項に規定する漁民、製造業会にあつては同法第九十四條に規定する水産加工業者でなければならない。

6 第一項の水産業團体の理事又は清算人は、水産業團体の財産の処分については、第三條第一項但書

の場合は除き、資産処理委員会の意見を聽き、これに従わなければならぬ。但し、資産処理委員会の意見が総会の議決に反する場合はこの限りでない。

7 資産処理委員会は、水産業團体の財産につき必要な調査をすることができる。

(財産の承認の場合の普通所得の計算)

第十四條 第五條第五項(第七條第一項及び第九條第二項において準用する場合を含む)の規定により

漁業会の財産のうち漁業團同組合に帰属した財産の價額は、法人税法昭和二十一年法律第二千八号による普通所得の計算上、当該漁業協同組合の益金及び當該漁業会の損金にこれを算入しない。

(財産承認の場合の有價証券移轉税)

第十五條 水産業團同組合が第五條、第七條又は第九條から第十一

(名称の変更)

第十八條 水産業團同組合法(昭和二十二年法律第二号)施行の際

現にその名称中に漁業團同組合、漁業生產組合、漁業團同組合連合会、水

会、水産加工業團同組合又は水產

(財産承認の場合の登録税)

第十六條 水産業團同組合が第五條、第七條又は第九條から第十一

までの規定により水産業團体から財産の分割若しくは資産の譲渡を受け、又は債務の引受けをする場合

に於ては、不動産又は船舶

承認する場合においては、その取

得につき登記を受けるときは、そ

の登録税の額は、不動産又は船舶の價格の千分の四とする。但し登

録税法(明治二十九年法律第二十

七号)により算出した登録税の額

がこの法律により算出した額より少ないとときは、その額による。

2 前項の不動産又は船舶の價格は、水産業團体の賣渡直前の帳簿

による。

(財産承認の場合の地方税)

第十七條 第十五條に規定する財産の移轉に關しては、地方公共團體は、地方稅を課すことができない。

第十九條 登録税法の一部を次のように改正する。

第二十条 登録税法の一部を次のよ

うに改正する。

第十九條第七号中「水産業團体」

を「水産業團同組合」に、「水產業團體法」を「水產業團同組合法」に改める。

第五條第一項中「中央水產

業會、道府縣水產業會、中央水產

業會」の次に「漁業團同組合、漁

業生產組合、漁業團同組合連合

加工業團同組合連合会という文字を用いているものは、同法施行後

三箇月以内に、その名稱を変更し

なければならない。

第九條第五項中「漁業會、製造

業會、道府縣水產業會、中央水產

業會」を「漁業團同組合、漁

業生產組合、漁業團同組合連合

會、水產加工業團同組合、水產加

工業團同組合連合會」を加える。

(地方稅法の一部改正)

第十九條第六号中「漁業會」を「漁

業團同組合」に改める。

第二十二条 地方稅法(昭和二十三

年法律第百十号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十九條第十二号中「製造業會、

道府縣水產業會、中央水產業會」

を「漁業生產組合、漁業團同組合

連合會、水產加工業團同組合、水

產加工業團同組合連合會」に改め

第二十一條 法人稅法の一部を次のよう

に改正する。

第九條第五項中「漁業會、製造

業會、道府縣水產業會、中央水產

業會」を「漁業團同組合、漁

業生產組合、漁業團同組合連合

會、水產加工業團同組合、水產加

工業團同組合連合會」を加える。

(農林中央金庫法の一部改正)

第二十三条 農林中央金庫法(大正

十二年法律第四十二号)の一部を

次のように改正する。

第二條第三項中「道府縣出資水

產業會」を「漁業團同組合連合會」に改める。

第五條第一項中「中央水產

業會、道府縣水產業會、中央水產

業會」の次に「漁業團同組合、漁

業生產組合、漁業團同組合連合

會、水產加工業團同組合、水產加

工業團同組合連合會」を加える。

魚業漁業協同組合組合通

協同組合、水産加工業協同組合通
合会、水産加工業協同組合」に改
める。

(金種業協同組合の一部改正)

第二十四條 金種業協同組合通
令を「漁業協同組合」に改
二十二年勅令第八十三号の一部
を次のように改正する。

第八條「漁業会」を「漁業協同
組合」に改める。

(漁業者團体法の一部改正)

第二十五條 事業者團体法(昭和二
十三年法律第百九十一号)の一部
を次のように改正する。

第六條第一項第二号中「レ」水
産業團体法(昭和十八年法律第四
十五回)を「レ」旧水産業團体
法(昭和十八年法律第四十七号)
に改め、「ネ」消費生活協同組合
和二十三年法律第号を加え
(開港法改正の基準規定)

第二十六條 この法律施行の際現に
存する水産業團体については、第
一千九百九十九年三月三十日
わらずこの法律施行後でも、な
お以前の例による。

(罰則の適用規定)

第二十七條 この法律施行前(第一
款第二項の水産業團体については、
同項の規定により効力を有する水
産業團体法の失効前)にした行為
に対する罰則の適用については、
この法律施行後(同項の水産業團
体については、同項の規定により
効力を有する水産業團体法の失効
後)でも、なお從前の例による。

(附 則)

この法律施行の期日は、その公布
の日から起算して九十日をこえない
期間内において、政令でこれを定め
る。但し、第二條の規定は、公布の
日からこれを施行する。

水産業協同組合法の制定に伴う水產
業團体の整理等に関する法律案(内
閣提出)に関する報告書

〔都合により最終章の附録に掲載〕

漁業漁業協同組合組合通

更することを防止し、もつて新規
制度の実施を円滑にすることを
目的とする。

第二條 農林大臣又は都道府県知事
は、漁業の免許の出願が、従前の
漁業権の存続期間の満了に際し手
續上の手落その他特別の事由に
よつてその存続期間が更新されな
かつたために出願した場合であつ
て、実質上從前の漁業権の存続期
間の更新の申請であると認められ
る場合は除き、漁業の免許をして
はならない。

農林大臣又は都道府県知事は、
漁業権の変更の許可をしてはなら
ない。

前項の貸付契約の解除若しくは
解約(合意解約を含む。)をし、又
は更新を拒むときは、都

道府県知事の認可を受けるなければ
ならない。

前二項の規定は、この法律施行
の際に存する入漁権を消滅さ
せ、又はその更新を拒む場合に地
用する。

この法律は、漁業法が廃止さ
れ、これに代るべき漁業に関する
法律が制定施行される時は、そ
の効力を失う。但し、その時までに
した行為に対する罰則の適用につ
いては、この法律は、その時以後
もなおその効力を有する。

第六條 左の各号の一に該当する者
は、六月以下の懲役又は二万円以
下の罰金に処する。

一 第四條の規定に違反して漁業
権を譲渡又は抵当権の目的とし
た場合を除き、譲渡又は抵当権

を認定する旨の報告書

〔西村久之君等〕

○西村久之君 ただし主張題となりま
した政府提出、水産委員会付託にかか
る水産業協同組合法案及び水産業協

第七條 前條の罪を犯した者には、 情狀により、懲役及び罰金を併科 することができる。

第八條 法人の代表者又は法人若し
くは人の代理人、使用人、その他の
従業者がその法人又は人の義務又
は財産に関して第六條の違反行為
をしたときは、行為者を罰する

場合、一時的に貸し付けた場合、
貸付契約の内容が事情の変更によ
つて妥当でなくなつた場合その他

正當の事由がある場合を除き、そ
の解除若しくは解約(合意解約を
含む。)をし、又は更新を拒むこと
ができる。

〔附 則〕

この法律施行の際現に存するもの
については、借入人が賃料を滞
納する等信義に反する行為がある
場合、一時的に貸し付けた場合、
貸付契約の内容が事情の変更によ
つて妥当でなくなつた場合その他
正當の事由がある場合を除き、そ
の解除若しくは解約(合意解約を
含む。)をし、又は更新を拒むこと
ができる。

第八條 法人の代表者又は法人若し
くは人の代理人、使用人、その他の
従業者がその法人又は人の義務又
は財産に関して第六條の違反行為
をしたときは、行為者を罰する

場合、一時的に貸し付けた場合、
貸付契約の内容が事情の変更によ
つて妥当でなくなつた場合その他
正當の事由がある場合を除き、そ
の解除若しくは解約(合意解約を
含む。)をし、又は更新を拒むこと
ができる。

第八條 法人の代表者又は法人若し
くは人の代理人、使用人、その他の
従業者がその法人又は人の義務又
は財産に関して第六條の違反行為
をしたときは、行為者を罰する

場合、一時的に貸し付けた場合、
貸付契約の内容が事情の変更によ
つて妥当でなくなつた場合その他
正當の事由がある場合を除き、そ
の解除若しくは解約(合意解約を
含む。)をし、又は更新を拒むこと
ができる。

同組合法の制定に伴う水産業團体の整理等に関する法律案並びに漁業権等臨時措置法案について、一起してその審議の經過及び結果の概要を御報告いたします。

まず第一に、水産業團体組合法案につきまして、政府提案の理由を説明いたしました。

現行水産業團体制度は、戰時中、水産業團体法に基いて水産業の統制を行つたことを主要な目的として組織されたものであり、新しい水産業政策には性格的にいれられぬものを持つております。従いまして、現行制度を廢止するところに、これにかわる新しい團体制度として、漁民及び水産加工業者が自主的に組織する協同組合組織の発達を促進して、漁民及び水産加工業者の經濟的、社会的地位の向上と水産業の發展をはかり、漁村の民主化を促進いたしました。

理由であります。本法案提出の主要な項目につき、概略御説明いたしました。まず第一は、水産業團体の解散であります。全文九章、百三十一節條より成つております。ただし、漁業権及び入漁権等を持つ漁業会は、漁業制度とであります。すなわち、組合に加入

し得る者の資格を漁民または水産加工業者に限定しているのであります。そ

して、漁民と水産加工業者の組合も全然別系統といたしております。第二

は、組合の設立、地区及び加入、脱退等は、從来と異なり、すべて自由であります。第三は、組合のうちに、中小漁民が主体となる漁業の共同經營体と

して、漁業生産組織を設けたことであります。第四は、行政機の監督権はきわめて制限しておる点であります。

次に、水産業團体組合法の制定に伴う水産業團体制度等に関する法律案の大要を御説明いたします。

本法律案は、水産業團体組合法の制定に伴い、現行水産業團体制度を廢止し、水産業團体制度を整理する等の必要な手続を定めたもので、全文二十七箇條もなる事項につき、概略御説明いたしました。

まず第一は、水産業團体の解散であります。全文九章、百三十一節條より成つておる、その内容のおもな事項につき、概略御説明いたします。

改正との関係上、期限後でも、漁業権整理の終るまで、これらの権利の管理

に必要な範囲内で存続を認めることに

なっております。第二は、水産業團体の財産の処分の問題であります。では

かかるだけ新しい協同組合へ移転するよう指置が講じられております。第三

は、關係諸法律の一部改正で、これは税法、中央金庫法及び事業者團体法等に關するものであります。

次に、漁業権等臨時措置法案につきまして、政府提出の理由を御説明いたしました。

現行漁業制度の根本的欠陥に基き、政府は目下関係各方面と折衝を重ね、漁業制度の根本的改革を考究中であります。

まして、政府は漁業権等臨時措置法案を提出する所存であるとのことであります。

以上が、提案されました三法案の内容のおもなる事項であります。

我が國の漁村及び漁業の民主化並びに水産業の經營に大きな関係を有する事実に

かんがみ、委員会は、十一月十三日、本法案が付託されると同時に審査に入ります。

四回の委員会を開き、次いで二十二日、二十四日の兩日は、全國各界代表三十名を招致し、本法案に関する意見を聞く公聴会を開催し、さらに二十

ついて、概略御説明申し上げます。ま

ず第一は、特許免許及び変更免許をしないことで、主として相償問題との関

連において、不当な策動の行われることを防止せんとするものであります。

第二は、漁業権の譲渡及び抵当権の設定に認可制をとり、漁業権の所有關係が不當に変更されるのを防止せんとするものであります。

第三は、漁業権者等が不當に貸付契約を締約もしくは解除するのを防止せんとするものであります。

第四は、漁業権者等が不當に貨物を運搬するのを防止しようとするものであります。

以上の御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 起立多數。よ

りまして、十五日、政府委員より提案を受けました。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 三案を一括して採決いたします。三案は委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松岡駒吉君) 起立多數。よ

りまして、三案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○今村忠助君 諸君日程追加の請願

五日法案の逐條審議に入りました。委員会と政府委員との間に質疑應答が行わ

れましたが、その詳しい内容につきま

しては会議録に記載することといたしま

す。

かくて、委員会は二十六日討論に入りまして、各當代表より、漁業法の仲間の意見が開陳され、また更新を重ね、漁業經營者の地位を脅かすのを防止しようとするものであります。また入漁権についても同様の措置をとらうとするものであります。

以上の御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 三案を一括して採決いたします。三案は委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松岡駒吉君) 起立多數。よ

りまして、三案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 三案を一括して採決いたします。三案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○今村忠助君 諸君日程追加の請願

議を提出いたしました。すなはち、衆木
子久議長、参議院の緊急集会の権限
に関する決議案は、提出者の要求通り
委員会の審査を省略して、ただちにこ
の際上程し、その審議を進められんこ
とを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に
御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認め
ます。よつて日程は追加せられま
した。

参議院の緊急集会の権限に関する決
議案を議題といたします。提出者の趣
旨表明を許します。猪木一久君。

参議院の緊急集会の権限に関する決
議案を議題といたします。提出者の趣
旨表明を許します。猪木一久君。

参議院の緊急集会の権限に関する決
議案を議題といたします。提出者の趣
旨表明を許します。猪木一久君。

第三国会開会以来、重大な懸念と
してあります。具体的な当面の事例を

して院議を以て政府に提出を迫りで
いる公務員新給與並びに災害復旧の
追加予算の措置について政府は國会
の審議を避けて参議院の緊急集会に
これを提案するような邪道を採んで
はならない。

右決議する。

して院議を以て政府に提出を迫りで
いる公務員新給與並びに災害復旧の
追加予算の措置について政府は國会
の審議を避けて参議院の緊急集会に
これを提案するような邪道を採んで
はならない場合には、憲法の解釈論
として、当然次の國会を待つべきであ
つて、これらの予算を参議院の緊急集
会に持ち込むようなことがあれば、そ
れは明らかに憲法違反であるといふこ
とであります。(拍手)

以上の諸点を要約して、ただいま上
四條第二項但書によつて内閣が参議院
の緊急集会を求めるものができるの
は、参議院の解散中に原因の発生した
緊急事態の應急措置に限るべきであつ
て、この例外規定の拡張解釈は絶対に
許されてはならないということであり
ます。つまり、國会の解散が参議院の
院によって嚴存している際にその原因
がすでに発生し、その當時明らかに國
会の審議を必要とすると予見せられて
ることのできるのは、参議院の解散
中に突発した非常事態の臨時措置に
限るべきであつて、この例外規定の
拡張解釈は嚴にこれを慎まなければ
ならない。

憲法第五十四条第二項但書によつ
て、内閣が参議院の緊急集会を求め
ることのできるのは、参議院の解散
によって嚴存している際にその原因
がすでに発生し、その當時明らかに國
会の審議を必要とすると予見せられて
ることのできるのは、参議院の解散
中に突発した非常事態の臨時措置に
限るべきであつて、この例外規定の
拡張解釈は嚴にこれを慎まなければ
ならない。

第三国会開会以来、重大な懸念と
して院議を以て政府に提出を迫りで
いる公務員新給與並びに災害復旧の
追加予算の措置について政府は國会
の審議を避けて参議院の緊急集会に
これを提案するような邪道を採んで
はならない。

第三国会開会以来、重大な懸念と
してあります。具体的な当面の事例を

本國會の開会以来、あるいは緊急質
問において、あるいは決議案の討論に
ともに院議をもつて政府に提出を迫つ
おいて、各派の代表者が入りかわり立
ちかわり政府に迫つて來たのは、公務
員に対する新給與と災害復旧の予算を
員に対する新給與と災害復旧の予算を
なぞ早く出さねかといふこととあります。
す。これに對して政府は、必ず出すと
も言ひ、ぜひ出したいと貰い、ある
いは他の追加予算と合せて一本にして
提出するとも言ひ、遷延遅に今日に及
んだのであります。会期余すところ四
日に迫つたが、依然として政府は、どち
らの予算案も本國會に提出しておらぬ
のであります。國家公務員法と新ベ
ス予算案とが審議上一体不可分である
るかどうかは、連合軍司令官の要請を
おもにどうかは、連合軍司令官の要請を
は、いかにも奇怪な発言をいたしてお
る。それを要約してみると、予算
も一應は出そうと考へてもみたが、な
かなかむずかしいからやめにしたい、
そして、何よりも参議院解散が先決問
題だ、しかし年末ともなれば官公吏も
相当困るだろうから、その場合は、次
の國會を待たずに、参議院の緊急集会
を求めてやればやれる、といふふうに
受取れる言動であります。現に、衆參
兩院は嚴として存在してゐる。この兩
院によつて國政審議の唯一の憲法機関
はりつばに構成されており、しかも開
会中であります。それのみならず、開
会以來國會は、院議をもつて政府に對

でしまつて、一日もすみやかな復旧を
期待しているということ、従つて第三
國會は、開会以来、この二つの予算案
の提出を首を長くして待つてゐるとい
うこと、これらの諸点は、吉田總理大
臣といふとも、毫末も異論のないはず
であつて、嚴然たる事實であります。
(拍手)それにもかかわらず、予算は依
然として出て來ない。会期はすでに盡
きようとしている。一体政府は、これ
をどうしようといふのであるうか。
これに對して、最近數日來、特に日
立つて、各種の会談で、吉田總理大臣
の予算案も本國會に提出しておらぬ
のであります。國家公務員法と新ベ
ス予算案とが審議上一体不可分である
るかどうかは、連合軍司令官の要請を
おもにどうかは、連合軍司令官の要請を
は、いかにも奇怪な発言をいたしてお
る。それを要約してみると、予算
も一應は出そうと考へてもみたが、な
かなかむずかしいからやめにしたい、
そして、何よりも参議院解散が先決問
題だ、しかし年末ともなれば官公吏も
相当困るだろうから、その場合は、次
の國會を待たずに、参議院の緊急集会
を求めてやればやれる、といふふうに
受取れる言動であります。現に、衆參
兩院は嚴として存在してゐる。この兩
院によつて國政審議の唯一の憲法機関
はりつばに構成されており、しかも開
会中であります。それのみならず、開
会以來國會は、院議をもつて政府に對

し、この二本の予算案の提出を迫つて
いる。しかるにもかかわらず、政府が
これを出さないのであります。この事
態は、憲法解釈論の上に立つて理解す
るならば、災害予算も公務員給與もあ
まり急ぐに及ばないから次の第四国会
に提出するものと理解するほかに道が
ないのであります。

ときに、しかも当然にその審議を進めなければならぬ状態に置かれている

れております参議院の緊急集会の権限
に関する決議案に、民主自由党を代表

○今村忠助君(続) 私は疑わなければならぬものがあると思ふのであります。

信任せを出さないかと私は書いたいの
あります。(拍手)
〔発言する者多し〕

態は、憲法解釈論の上に立つて理解するならば、災害予算も公務員給與もあ
るかも知れず、したがつて立法機關は、この機能を停止せしめておいて、憲法解釈

ります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願いま

の緊急集会にその救済を求めるようとする
る惡例をつくるような意図は絶対にあ
るまいとわれ／＼は確信したいのである

十四條第一項において認められておりますところの、行政府におきます一つの活動であります。すなはち、衆議院

今村忠助君(続) 堂々と不信任案を提出して、議場において正当なる活動をすることができずして、このまま解散

しかるに、總理大臣が最近あちこちで不用意に発言せられているように、この状態を知りつつ衆議院を解散し、

るが、総理の最近の言動は、これを裏切るかの感が深いのであります。よつて、この決議案を、衆議院の院議を明らかにいたしておきたいと考えて提出する

が解散されておつた場合において、政府が最も民主的にどういうような行動をとつてよいかを、明らかにしているものであります。二に民主的の里

されて不利であるのではなかろうかといふような立場から、何とかしてこの際、政府側に何らか解散後における野

がら衆議院がございませんからといふ理由で、予算を參議院の緊急集会に持ち込むというような意図が、万一にも総理の腹中にあるとすれば、これはゆ

いたした次第であります。

想といったまでは、三権分立の上に立たねばならぬのでありますて、いわゆる立法院の活動が完全でありまして、やはり行政府におきます活動が

兎に都合のいいところの問題を引起さ
がために、單なる議場のかけひきと
して、しかも憲法に明示されておると
ころの問題を取上げて、あえてもつて
決議案とせんとするがごときこの態度

ゆきしき一大事であります。憲法第五十
四條第二項の但書は、衆議院の解散中
に予想もしなかつた不測の事態の突発
した場合に、万やむを得ず、臨時應急

院議をもつて憲法の正しい運営を守り抜こうという不動の決意が裏つけされていふことを、了承願いたいのであります。何とぞ同僚諸君のあげてこれに

れと同様に完全なものでなかつたならば、結局民主政治の理想は実現せられぬものと思うのであります。すなわち、衆議院の解散における場合のこと

を、私は民主主義確立の上から、はな
はだ野党のために惜しむものであります

の措置として許さるべき、まつたくの例外規定であります。(拍手)

賛同せられんことを希望する」とともに、あわせて吉田総理のこれに対する

を憲法が明らかにしておるというにすぎないのです。しかるに、現在

吉田総理は、口を開かれれば、常に新憲法によき慣行をつくらなければならぬと言われる。一切の成敗利鈍を超越して、身をもつてその範を垂れたいと言つておられる。その吉田総理が、立法機関が嚴として存立している

○議長（松岡駒吉君） 討論の通告があ
ります。これを許します。今村忠助君。
〔今村忠助君登壇〕

まだ議会が解散されてもおらないのにかわらず、何ゆえ野党が、この際もしも議会が解散された場合のことをおそれて、かくのとき決議をするのか……。〔発言する者多し〕

今村忠助君(続) しかも、講会はま
で解散されず、いつ解散されるかもは
きりしておる時期ではない。ただ野
が恐れて、しかもまた、その上に解
後に何らか有利な言辞を得んがため
、いわゆる野党が多数なるがために

官報号外 昭和二十三年十一月二十七日 楽議院会議録第二十一号 参議院の緊急集会の権限に関する決議案

れが保障して貰えるかということを考えたときに、われくへは、どうしてもこの食塩だけは内地で生産しなければならないと思うのであります。

ことに、日本の塩田法は特別であつて、いるようになつたら、またつくればよい、というようなものではない。外國の製塩法であつたならば、——鹹湖であるとか、天日製塩であつたならば、もちろんそれでよいのであります。

が、わが國の製塩法は、外國とは異なつた塩田法であつて、もし半年もこれ

を休止せしめたならば、塩田には草が生えて、もはや再びこれを使用することができないようになるということを、特に政府の人は、とくと考えておいておらなければならぬのであります。

現在、塩買上げが中止になりまして、業者は金がなくなり、それに労働問題が起きて、労働者たちが各地に蜂起して、もし政府が專賣法を無視するならば、われくへもまた專賣法を無視して、われくへがつくつた塩はどうしても出してやることさえ見えてお管理に移らうとするところさえ見えています。なお惡質のものになりますと、たとえば、そちらで見るとこ

の衆議グループなんかは、お得意の植

民地政策をひつきさて、それ見よ、連合國は日本に対して殖民地的政策をとつておるではないか、エジプトを見

よ、インドを見よといふうな、實に恐ろしいデマを飛ばしておりますし、それを聞いた業者たちは、困つておる

がために、占領政策に対して一種の疑いを持つておる者もなしとしないのであります。われくへが、どんなに口を

すっぱくして、そじやない、終戦後塩がなくなつたときに、連合國は増産せよと言つたじゃないかと言つてみたところだ、その声が耳に入らないのであります。このような重大な問題が起きておるときに、もし政府が塩買上げを始めなかつたならば、ゆきしき問題

であるとともに、政府に、そうした共産党の人が言ふような考えがなかつたとしても、結果においては、そういう

よなことが起り得るということを、特に考えてもらいたいと思うのであります。

そこで私たちには、ぜひ政府が至急に塩を買上げてもらいたい、即刻買上げを始めてもらいたいと同時に、買上げただけではいけない。賠償金を適當な

一口は石炭を配給してもらいたい。しか

も、よい石炭が少なければ、今山に何十万トンと積んであるところの亞炭であるとか格外炭であるとかいつたもの

を多分に與えてでも食塩の自給自足をするように政府に要望して、私の趣旨

を明めを終りたいと思います。(拍手)弁明を終りたいと思います。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 探決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本決議案は可決いたしました。

事情より見まして樂觀を許しません

が、増配につきましては、できるだけ努力をいたしたいと考えております。

また賠償金の増額につきましては、物價政策全体とにらみ合せまして、適正な措置を講じたいと存じております。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 探決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本決議案は可決いたしました。

議案を議題といたします。提出者の越

旨弁明を許します。神原亨君。

國民健康保険組合に対する國庫補助金増額の今期追加予算計上に關する決議案

低減をはかるため、國民健康保険組

の増産とか家畜の増産などには関係ないといふことがあります。その結果でき

た後の措置をお伺いしたいと思いま

す。

おきまして、むしろこれを入れるとい

う要求もありません、飼養者といたし

ます。

たものは何かと申しますと、獣医師会が、手術料を一頭について五百円ずつで請負いまして、何百万円という金をとつたのであります。憲法にいわゆる公共のためにといふ條件などは全然な

いのであります。今や農民は、有畜農業の必要性を自覺いたしまして、多角農業の一環として、當々としてその所有牛を飼育して、そうして農作物の増産に努力しておりますときに、この非

しない條例を乱作して國策を妨害し、また個人の所有権を大幅に侵害し、農民を泣かしめた。

たしまして判決を受けるほかないのです。

さらに法務総裁は、現行自治法において、明瞭迅速にこれを裁決ができるのか。もし、現行自治法の一部を改

正しなければこの限界が明瞭にでき

るといふのならば、地方自治法の一部改正を発議すべきではなかろうかと思つてあります。これは重大な問題

であります。この点につきまして、法務総裁の御所見をお伺いしたいと思いま

す。

おきまして、むしろこれを入れるとい

う要求もありません、飼養者といたし

ます。しかしながら、もし住民がこの條例をはなはだ不満とする、不当とするという考え方でありますならば、

地方自治法の第十二條の規定によりま

して、住民がこれの改廃を要求することもできまして、その手続等についても、地方自治法はこれを規定いたして

いるのであります。その上で、なおか

ら、地方自治法が國民の福祉に沿わない

ことのないように、その他の法令の立案なりを、政府として考へなければならぬと思うのであります。

また地方自治法の改正なり、その他の法令の立案なりを、政府として考へなければならぬと思うのであります。

また方公團體の條例に關しまして、

おきまして、國務大臣殖田俊吉君登壇

ます。

農林省は、過日、本会議におきまして、馬の去勢法を廢止いたしました。

しかしながら、地方府縣におきまして、かようなかつてな條例をこしらえますならば、かような廢止もまたできるわけであります。また條例制定もで

きます。そういたしますならば、政府がいかような法律をつくりましても、各府縣において、かつてなことをやりましたならば、何の効果もありませ

ん。この点につきまして、農林大臣に、農民がほんとうに納得のできる方針と

いうようであつて、除外地区等に

おきまして、むしろこれを入れるとい

う要求もありません、飼養者といたし

ます。

おきまして、むしろこれを入れるとい

う要求もありません、飼養者といたし

ます。

おきまして、國務大臣周東英雄君登壇

ます。

おきまして、國務大臣殖田俊吉君登壇

ます。

であります。おそらく、三重縣あるいは和歌山縣、德島縣のような陥没地帶になつた所も、これと同じような例と思つてあります。われくは、少くとも現在農民に供出制度を施行している限り、國家がこれに必要な排水機の費用を國費にするのは当然であると思つてあります。その意味において、大藏大臣は、米作地帯のこの低地帶における排水機の費用を國庫で負担してくれるかどうか、これを大藏大臣にお願いしたいのであります。

それから、現在もし排水機の費用を國庫で負担してくれない場合において、米の買上げ値段を高くして、米の買上げ値段を、少くとも一反歩について二百五十円から三百円高く買上げてもらうことが、絶対に必要であるのであります。もし、これを買上げることができないなれば、農民は今のよ

うな状態ですと、どんく土地を放棄いたします。最近私の方に陳情に参ります農民の多くは、今のような状態ならば、來年は絶対に米をつくらないと言つて來ております。少くとも現

在、わが海部郡におきましては、一箇町村で五万俵からの米を納めておる村が數箇町村あります。少くとも、こういうような状態はいつまでも続けております。こういうような地帯は、ありますと、盛んに政府が言つておる増産ということは何にもならないという結果になります。こういうような場合においては、米の買上げ値段を高くして、この処置がとつていただけますかどうか、これを農林大臣にお伺いしたいのであります。

そこで、この処置がとつていただけますかどうか、これを農林大臣にお伺いしたいのであります。大藏大臣からは、大体六万俵からの米を納めておるわけですが、こういう状態は全國の地区にもありますので、ぜひとも農林大臣、大藏大臣、また建設大臣との実情をよく察知されたいと思います。しかし、これがおそらく全國の農村に見られる例であります。が、最近地震などの関係もありました建設大臣との実情をよく察知されたいと思います。しかし、これがおそらく全國の農地が非常に低くなつて参りまして、大体私どもの附近でも、海岸の土地が一メートル近く陥没しております。従つて、非常に塩害がたくさんであります。従つて、ひどいところになります。従つて、この塩のために、一反歩について、大体私どもの附近でも、海岸の土

地が、最も陥没しております。また、一般的な用排水関係の設備資金に對しましても相当額予算を計上いたしております。そして、この塩のために、大藏大臣、農林大臣に、どういふ处置をしていたか、農民の代表として、ぜひともこのことをお願いしたいと思います。

私の質問は、これで終ります。
〔國務大臣周東英雄君登壇〕

○國務大臣(周東英雄君) 佐藤君の御質問にお答えをいたします。

水機を使ひます場合に、電力の使用が相当かかりますので、それらの電力

に対しまして特殊な費用をかけてお

あります。おそらく、三重縣あるいは和歌山縣、德島縣のような陥没地帶になつた所も、これと同じような例と思つてあります。われくは、少くとも現在農民に供出制度を施行している限り、國家がこれに必要な排水機の費用を國費にするのは当然であると思つてあります。その意味において、大藏大臣は、米作地帯のこの低地帶における排水機の費用を國庫で負担してくれるかどうか、これを大藏大臣にお願いしたいのであります。

それから、現在もし排水機の費用を國庫で負担してくれない場合において、米の買上げ値段を高くして、米の買上げ値段を、少くとも一反歩について二百五十円から三百円高く買上げてもらうことが、絶対に必要であるのであります。もし、これを買上げることができないなれば、農民は今のよ

うな状態ですと、どんく土地を放棄いたします。最近私の方に陳情に参ります農民の多くは、今のような状態ならば、來年は絶対に米をつくらないと言つて來ております。少くとも現

在、わが海部郡におきましては、一箇町村で五万俵からの米を納めておる村

が數箇町村あります。少くとも、こう

いうような状態はいつまでも続けてお

ります。こういうような地帯は、ありますと、盛んに政府が言つておる増

産といふことは何にもならないという結果になります。こういうような場合においては、米の買上げ値段を高くして、この処置がとつていただけますかどうか、これを農林大臣にお伺いしたいのであります。

そこで、この処置がとつていただけますかどうか、これを農林大臣にお伺いしたいのであります。

〔國務大臣周東英雄君登壇〕

○副議長(田中萬選君) 明二十七日は定刻より本会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十六分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣
外務大臣 吉田 茂君

國務大臣 植田 俊吉君

教育公務員特別法案上程に関する

緊急質問(田淵実夫君提出)

予防注射による障害の保障に関する緊急質問(太田典禮君提出)

官報号外 昭和二十三年十一月二十七日 衆議院会議録第二十一号

一一一